

国保

11月は「ちば国保月間」

国保税は納期内に納めましょう

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険（以下、「国保」）税は、みなさんの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

国保税を滞納している人…

特別な事情もなく長い間国保税を滞納すると、その期間に比べて次のような取り扱いになります。いざというときに困らないよう、国保税は納期限内に納めましょう。

- ① 国保税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに**有効期間の短い保険証（短期証）**が交付されます。
- ② 短期証発行後も納付相談などをせずに滞納状態が続くと、保険証の代わりに**資格証明書**が交付されます。医師にかかるときは、**医療費をいったん全額自己負担**することになります。
- ③ さらに納付相談などをせずに滞納状態が続くと、**国保の給付が全部、または一部差し止め**になります。それでも納めないでいると、差し止められ

た保険給付額から滞納分が差し引かれます。

納付相談を行っています

やむを得ない諸事情で国保税の納付が困難な方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに町民税務課収税係（☎77・3916）までご相談ください。

会社の保険に入ったら

就職などで社会保険などに加入して国保をやめる時は、14日以内に届け出が必要です。届け出を行わないと国保税と社会保険料が二重に賦課されてしまう場合があります。国保年金係までご連絡ください。



年金

国民年金保険料

社会保険料控除の対象です

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（平成30年10月2日から12月

31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方は、来年の2月上旬に送られる予定です）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

詳しいお問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル
☎057010031004



救急フェア山武2018（9月9日）

医療

後期高齢者医療制度 75歳の誕生日を迎える方

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

75歳になられる方は、今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。

誕生日以降に使用する後期高齢者医療被保険者証は、誕生日の1カ月前までには郵送で送付します。

また、誕生日を過ぎた後、およそ1〜2カ月経過してから保険料通知書および納付書を送付しますので、確認の上、納付をお願いします。

保険料の納付方法はその後、原則として特別徴収（年金から天引き）へと変更となりますが、年金から天引きが始まるまでの間や年金から天引きができない場合、または希望されない場合など、便利な口座振替をお勧めいたします。

【注意】

1. 75歳を迎えてからすぐには、年金天引きは始まりません。その間は納付書で納付いただくか口座振替をお申し込みいただくかのどちらかになります。

2. 保険料が未納のままの場合、被保険者証の有効期限が1年から6カ月へと短くなる恐れもあります。納め忘れなどに十分ご注意ください。

3. 以前、国民健康保険税を口座振替で納付されていた方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込まれていない方は、手続きが必要です。

詳しいお問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

☎ 043-1308-16768



学童

学童クラブ入所受け付け 共働き家庭を応援

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77・3914

平成31年4月からの入所を希望する児童の受け付けを行います。新規の入所希望者だけでなく、4月以降も引き続き入所する場合も、再度申し込みが必要です。

■入所資格

芝山町在住または芝山小学校に就学中の、小学校1年生〜6年生までの保護者が就労やその他の事情で、下校しても保護者に代わる者がいない児童

■申込書配布・申込受付期間

11月26日(月)〜平成31年1月11日(金)

※期限厳守でお願いいたします。

■申込書配布および受付場所

- ・役場福祉保健課
- ・学童クラブ（芝っ子クラブ）
- ※配布期間中、町ホームページにて申込書ダウンロード可。

※長期休みのみの入所（春休み、夏休み、冬休み）の受け付けも同時に行っております。

協働のまちづくりセミナー in大網白里

～地域づくりは面白い！実例から学ぶ知恵と工夫～

このセミナーでは、多様な人々が協力し、地域課題の解決を試みる複数の県内事例から地域づくりのヒントを学びます。

- 開催日時 11月27日(火) 午後1時30分～4時30分
- 会場 大網白里市 保健文化センター3階ホール (大網白里市大網100番地2)
- 対象者 広く一般
- 定員 50人
- 内容 事例発表およびパネルディスカッション
- コーディネーター 関東学園大学 経済学部 教授 コミュニティ・デザイナー 中村 正明氏
- 申込み 電話、ファクス、メールのいずれかで「氏名、連絡先、居住市町村、所属」をご連絡ください (事前申し込み制)。※11月19日(月)締め切り
- 参加費 無料
- 詳細 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/kyodo/h30/ooamishirasato181127.html>
- 問合せ・申込み先 千葉県 県民生活・文化課 県民活動推進班 ☎043-223-4133 FAX: 043-221-5858 MAIL: npo-vo@mz.pref.chiba.lg.jp